

# 八王子市立高倉小学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

## 学校のいじめ防止等の基本的な考え方

### 法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法 (H25)
  - いじめ防止等のための基本的な方針 (H29 改定)
  - いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (R6 改訂)
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例 (H26)
  - 東京都いじめ防止対策推進基本方針 (H26)
  - 東京都教育委員会いじめ総合対策【第3次】 (R7)
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例 (H29)
  - 八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針 (R4.2 月改定)

### 八王子市立高倉小学校 いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
  - いじめに苦しむ児童を救うために大人には、「いじめは人権侵害である」「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、そして「どの子どもも幸せに生きる権利がある」ということをそれぞれの立場で児童に理解させていく役割と責任がある。
  - いじめは、全ての児童に関係する問題であるという認識をもち、全ての児童が安全に安心して学校生活を送り、将来の夢や希望に向かい自分の力を発揮できるよう、児童を取り巻く大人が連携していじめの防止等に向けた積極的な行動を取っていく。

- 令和8年度の重点項目  
「みんなの力で いじめの起きにくい学校風土を築こう」

### 令和8年度はいじめの防止等に向けた課題

- 「学校いじめ防止基本方針」の内容について、全教職員が理解し、保護者等に対して説明できるようにする。
- 日常の授業で児童が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定する。
- 児童が主体となった「いじめ防止の取り組み」の推進を行う。

## いじめの防止等に関する校内体制

### 学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週月曜日 15時00分から
- 構成員 校長、副校長、全教職員、スクールカウンセラー
  - ※いじめコーディネーターが対策委員会のコーディネーターを務める。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
  - 校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等
- ※特設いじめ対策委員会…校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、いじめコーディネーター・学年主任、該当担任、養護教諭、スクールカウンセラー(緊急時の早急な対応)

### いじめ対応の流れ

- 危機管理の「さ・し・す・せ・そ」を実行する。
- さ…最悪の事態を考えて 素早かつ確に、学校全体で対応する。
- し…慎重に いじめ対策委員会で情報共有して対策を検討する。
- す…すばやく 事態に応じて市教育委員会と連携し、事実関係を明確にする。
- せ…誠意をもって 事実を受け止め被害・加害児童と保護者に情報提供する。
- そ…組織で対応 校長を核としたいじめ対策委員会で役割を明確に対応する。

### いじめの防止等に関する教員研修

- 4月13日(月) 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」「重大事態の理解と対応」
- 7月6日(月) 学校における児童の「自殺防止対策の取組」
- 12月14日(月) 講師を招いての「児童理解研修」
- 3月15日(月) 来年度に向けた事例研修

## いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

### いじめの防止等に関わる授業

- 6月ふれあい月間に合わせて6月8日(月)～12日(金)の期間に八王子市 GIGA スクール情報ポータルサイトを活用しいじめ防止のための授業を実施する。
- 5年生 弁護士によるいじめ予防授業
- 特別の教科 道徳におけるいじめ防止啓発の授業を各学級で計画的に行う。
- 全学年がメディアリテラシー教育、情報モラル教育に関する授業を計画的に行う。
- 6年生 外部講師によるメディアリテラシー授業

### SOS の出し方に関する授業

- 6年生を中心に「SOS の出し方」の授業を行う。
- いじめ防止の啓発リーフレットを活用し、「いじめ防止対策推進法」の周知および児童が安心して過ごせるようにするための具体的な指導を行う。
- 月1回の生活アンケートによる聞き取りを行い、特に「相談できる大人がいない」と回答した児童への丁寧な対応を行う。

### いのちの大切さを共に考える日の取組

- 7月に全児童が「いのちの大切さ」を実感できるよう校長による講話を行うと共に、全学年が特別の教科・道徳で「命に関する授業」を行う。
- 一人一人が唯一無二の存在であることを実感できるように、家庭での「いのちの大切さ」を語り合う時間の設定、啓発を行う。

### 児童の自己肯定感を高める取組

- 「いじめの起きにくい学校風土を築く」取組として、「ストップいじめプロジェクト」通称「SIP」委員会を設置。いじめ防止のための定期的な意見交換を行ったり、企画を実行したりしていじめ未然防止の取組を行う。
- 2学期に、担任による学級全員の個別面談を設定する。
- 縦割り班活動の充実を図り、異学年交流・特別支援学級との交流を意図的に計画実行する。

## 保護者・地域・関係機関との連携

### 保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校のいじめ防止等の取組の改善につなげる。

### 地域

- ・学校運営協議会で学校のいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校のいじめ防止等の取組を地域に公開する。

### 関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて児童相談所やスクールソーシャルワーカー(SSW)、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。